

女性の就職支援事業業務委託仕様書

1 事業名称

令和5年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト女性の就職支援事業業務委託

2 目的

三重県内の企業等への就職や、キャリアアップをめざす女性の就労意識の向上と、スキルアップの支援を行い、女性の安定的な就職につなげることを目的に実施する。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和6年2月16日（金）まで

4 対象

三重県内に事業所を有する企業等に就職をめざす女性

- ①結婚・出産等を機に離職し、就職をめざす女性
- ②非正規雇用から正規雇用キャリアアップをめざす女性
- ③技能や能力を高めてキャリアアップをめざす女性
- ④U・Iターン就職を希望する女性 等

5 委託業務の内容

受託者は以下の業務を企画し、実施すること。

事業内容や実施方法等については、提案内容を踏まえ、公益財団法人三重県産業支援センター（以下、「産業支援センター」という。）と協議し、決定すること。

なお、事業を効果的なものにするため、本仕様書に明記されていない内容について、提案者の自由な発想により提案に盛り込むことを妨げないものとする。

ただし、自由提案業務については、契約額の範囲内で実施すること。

(1) 各種スキル習得研修の開催

実施方法はWEB配信を基本とし、下記（ア）～（オ）のとおり、スキル習得研修を実施すること。

- （ア）対象者個々の課題に対応したスキルが習得できるもの
- （イ）就業のメリットや必要性を認識できるもの
- （ウ）就職に関する不安を解消するもの
- （エ）再就職や正規雇用、キャリアアップに繋がりやすいスキルを学習・体験できるもの
- （オ）キャリアアップに繋がるようなマインドセットに関するもの

(2) キャリアカウンセリングの実施

下記（ア）～（エ）のとおり、キャリアカウンセリングを実施すること。

- （ア）チューター制にて行うこと（2ヵ月程度）。

- (イ) 個々の課題に応じた就職活動の支援を行うこと。
- (ウ) ライフプランの作成支援を行うこと。
- (エ) 個別にカウンセリング記録を作成すること。

(3) 企業訪問、就労体験の実施

下記の(ア)～(ウ)のとおり、企業訪問または就労体験の参加者を募集し、実施すること。

- (ア) ダイバーシティ経営に意欲的な企業を募り、企業訪問または就労体験(3日程度)を実施すること。
- (イ) 女性求職者が希望する企業での企業訪問・就労体験を行えるよう、受入れ可能企業の業種をできる限り広く募ること。
- (ウ) 参加申込者が増えるよう、産業支援センターと連携し、企業と女性求職者に積極的に働きかけを行うこと。

(4) 女性求職者と企業の意見交換会の開催

下記(ア)～(オ)のとおり、女性求職者と企業の意見交換会を県内で開催すること。(1回程度)

- (ア) 女性求職者とダイバーシティ経営に意欲的な県内企業担当者が意見交換できる場にする。
- (イ) 対面のみまたは対面とWEBを組み合わせたハイブリッドで開催すること。
- (ウ) 女性求職者が参加しやすい工夫をすること。
- (エ) 企業のダイバーシティ経営に関する啓発要素(事例紹介等)も取り入れること。
- (オ) 有意義な意見交換の場とするため、求職者・県内企業担当者ともに数多く参加いただけるよう周知・広報を工夫すること。

(5) 三重県へのU・Iターン就職を希望する女性向け啓発イベントの開催

三重県へのU・Iターンの就職促進に繋がるよう、下記(ア)～(カ)のとおり、啓発イベントを開催すること。

(ア) 県外で開催すること。(2回程度)

対面とWEBを組み合わせたハイブリッドで開催すること。

集客しやすい場所で開催するものとし、開催場所についても提案すること。

首都圏で行う場合は、三重テラスを利用することも可とする。

- (イ) 県内在住のU・Iターン経験者が県内での就職に至った経験談を話す場を作ること。
- (ウ) より多くの対象者の参加を促す魅力的なイベント内容を提案すること。
- (エ) 必要に応じて、産業支援センターと協議の上、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト内の他事業等と連携して行うこと。
- (オ) 三重県が締結する就職支援協定締結大学等とも連携して集客すること。

(カ) その他、産業支援センターと詳細について協議のうえ、事業を実施すること。

(6) 対象者への広報

(1)～(5)の広報・集客・啓発のため、WEB媒体と紙媒体を効果的に組み合わせ、情報発信を行うこと。なお、実施にあたっては、下記(ア)～(キ)に留意すること。

(ア) インスタグラムを活用すること。

(イ) LINE公式アカウントを活用すること。

(ウ) 各SNSアカウントの認知度向上に繋がるための対策をとること。

(エ) 発信に利用したアカウントは契約終了時に産業支援センターへ引き渡すこと。

(オ) 発信内容は産業支援センターと協議の上決定することとし、集客に留まらず、啓発的な内容も盛り込むこと。また、産業支援センターから個別に投稿依頼を行う場合があるため、適宜対応すること。

(カ) 県内市町等の行政機関とも連携し、広報を行うこと。

(キ) その他効果的な広報手段があれば提案・実施すること。

6 事業の目標

各種スキル習得研修 キャリアカウンセリング、企業訪問・就労体験、意見交換会、啓発イベントの申込者数 延べ 150人以上とする。内訳は概ね以下の通り。

| | |
|--------------|-----|
| ・各種スキル習得研修 | 70人 |
| ・キャリアカウンセリング | 15人 |
| ・企業訪問、就労体験 | 5人 |
| ・意見交換会 | 20人 |
| ・啓発イベント | 40人 |

7 その他、留意すること

(1) スキル習得研修のプログラム、講師の選定については県内の現状を踏まえた上で産業支援センターと協議し、決定すること。

(2) スキル習得研修の実施に当たっては受講希望者のネット環境・スキルに配慮すること。

(3) スキル習得研修の受講希望者は募集期間を過ぎていても習得内容に支障が出ない範囲で産業支援センターと協議のうえ、随時受け付けることも可能とする。

(4) キャリアカウンセリングはキャリアコンサルタントの有資格者を産業支援センターと協議の上、選定し依頼すること。

(5) SNS発信に当たっては、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

8 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）

11,183,700円（内消費税1,016,700円）

9 実施事業者の条件

- (1) 当研修開催業務については、本事業の目的に係るオンライン研修や啓発イベントの実績があること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」の別表に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

10 業務実施体制

(1) 運営事務局の設置

運営事務局を設置し、組織体制を整えて必要な関係従業員の配置を行うこと。

緊急を要する事態が発生した場合等を想定し、産業支援センターとの連絡を迅速に行えるよう対応すること。

(2) 実施体制表及びスケジュールの作成

受託者は委託契約後、速やかに本委託業務の実施体制を整え、体制表（企画提案書の様式2；業務実施体制）を作成し、産業支援センターの承認を得ること。

また、スケジュールは、産業支援センターと調整のうえ、作成すること。

なお、これらに変更があった場合も産業支援センターの承認を得ることとし、業務の実施にあたっては、支援センターとの協議の上で行うこと。

11 その他業務実施上の条件

- (1) 産業支援センターは、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実施及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに産業支援センターに移転するものとし、著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。

- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存をしなければいけない。

1.2 業務委託料

- (1) 支払いは、原則精算払いとする。必要に応じて協議のうえ決定する。
(2) 求職者及び参加企業から参加費や報酬等の徴収は行わない。
(3) 委託料の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払い停止若しくは既に支払った委託料の額の一部を産業支援センターに返還する。

また、上記により契約を解除した場合は受託者に対して違約金を求める場合がある。

- (4) 委託料の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額する。

1.3 経費算定上の留意事項

本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して計上することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、以下の事項に留意し、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする。

- (1) 本事業実施に係る経費については、契約上限額・区分(人件費、事業費、消費税等)・科目・積算内訳の別で、具体的に計上する。なお、各経費は消費税等抜きの額を記載し、総事業費に一括して消費税等を計上するものとする。消費税は100分の10とする。
- (2) 積算内訳には、内訳毎に積算根拠(単価、数量等)を示しながら積み上げること。
- (3) 計上できる経費は、契約期間中に執行するものだけであり、契約期間前後の経費は計上できない。
- (4) 受託者の人件費は、原則として時間単価に事業従事時間数を乗じたものとし、時間単価は健保等級証明書(給与明細書)に基づき等級単価一覧表から算出する。
ただし、下記マニュアルのP12の条件を満たす場合は、受託者単価または実績単価計算での算出も可能とする。
「経済産業省大臣官房会計課 委託事業事務処理マニュアル令和3年1月」
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf
- (5) 受託者の社会保険料の算定は17%以下とする。
ただし、受託者単価あるいは実施単価計算を選択した場合は対象外とする。

1 4 提出を要する書類等

実績報告書

委託業務が完了した時は、すみやかに本業務の成果及び実施に要した経費等について実績報告書（任意様式）等に証拠書類を添え、紙媒体及び電子媒体にて産業支援センターへ提出すること。なお、実績報告書には下記の①～⑥の内容と、事業の効果・課題を取りまとめて記載すること。

①事業の概要

②事業費及び人件費

③事業従事者の業務日報

④すべての支援活動における申込者の名簿

⑤事業目標に対する実績値（申込者数等）と支援方法

⑥その他必要と思われる資料として産業支援センターが指示するもの

※本業務の関連書類については、事業完了後5年間保存しなければならない。

1 5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。業務の一部を再委託しようとする際は、産業支援センターの承認を得なければならない。また、金銭等を支給し、集客及び動員を行うことは認めない。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

③当方に報告すること

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当方と協議を行うこと

(5) 落札資格停止等の措置

受託者が（3）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用する。

(6) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、産業支援センター個人

情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（7） 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1.6 受託上の留意点

- （1） 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- （2） 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても産業支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。
- （3） 本事業の契約にあたっては、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用するものとする。

1.7 その他

- （1） 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。
- （2） 提出された各企画提案資料は返還しない。
- （3） 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については産業支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

1.8 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課

地域活性化雇用創造プロジェクト 平野・宮村

電話 059-253-1260

FAX 059-253-1262

Eメール chipro@miesc.or.jp